

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 水道事業会計

事業名	末端給水		
事業開始年月日	S39. 10. 1	地方公営企業法の適用・非適用	適用
団体名*	土浦市	職員数* (H19. 4. 1現在)	22
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

\*H18年度公営企業決算状況調査報告数値による

資本費	130円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	8,036 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	3,085 (利益剰余金: 1,277) (H18)
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.92 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	16.7 (H19)
		経常収支比率* (%)	87.1 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年2月20日 合併前市町村：土浦市、新治村]  合併に伴い計画給水人口161,900人、計画一日最大給水量70,000m <sup>3</sup> となり、水道料金については土浦市の料金体系へ統一して事業を継続している。

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	土浦市公的資金補償金免除繰上償還に係る水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	土浦市長 中川 清
既存計画との関係	第3次土浦市行財政改革大綱（平成18年度から平成22年度）
公表の方法等	市ホームページ等
基本方針	本市水道事業は、昭和32年4月に茨城県・土浦市・阿見町の三者共同事業として開始され、その後、昭和39年10月に本市単独の事業として事業認可を受け、平成18年2月20日には新治村水道事業を統合し現在に至っている。 現在の普及率は約93%に達し、施設も老朽化し今後は拡張の時代から更新の時代へと移り、投下された資金が料金収入へ結びつかない状況となってきております。 このような状況を踏まえ、今後の水道事業経営の安定化のためにも公的資金補償金免除繰上償還を実施したい。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	921	613	901	2,435
	補償金免除額	95	126	165	386
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		33	23	56

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	921,202	613,040	901,140	2,435,382
合 計 (A)		921,202	613,040	901,140	2,435,382
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		921,202	613,040	901,140	2,435,382

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	0	24,935	22,497	47,432
合 計 (A)		0	24,935	22,497	47,432
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	24,935	22,497	47,432

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	○一般会計からの繰入金、補助金等は一切なし ○事業費に対する職員給与費の割合が他事業体に比べ極めて低い ○ " 支払利息の割合が他事業体に比べ極めて低い ○ " 減価償却費の割合が他事業体に比べ極めて低い ○ " 受水費の割合が一般事業体に比べ高い										
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課題 ①</td> <td>給与水準・定員管理の適正合理化 平成19年4月1日現在の水道事業会計職員数は、27人と平成18年度に比べ5人を削減しているが、今後も市の定員適正化計画を踏まえ、定員の適正管理に努めたい。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ②</td> <td>維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 平成19年度は、維持管理費の一部について、前年度比5%マイナスシーリングを実施したが、今後も継続して維持管理費の節減合理化に努めたい。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ③</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ④</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課題 ①	給与水準・定員管理の適正合理化 平成19年4月1日現在の水道事業会計職員数は、27人と平成18年度に比べ5人を削減しているが、今後も市の定員適正化計画を踏まえ、定員の適正管理に努めたい。	課題 ②	維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 平成19年度は、維持管理費の一部について、前年度比5%マイナスシーリングを実施したが、今後も継続して維持管理費の節減合理化に努めたい。	課題 ③		課題 ④		課題 ⑤	
課題 ①	給与水準・定員管理の適正合理化 平成19年4月1日現在の水道事業会計職員数は、27人と平成18年度に比べ5人を削減しているが、今後も市の定員適正化計画を踏まえ、定員の適正管理に努めたい。										
課題 ②	維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 平成19年度は、維持管理費の一部について、前年度比5%マイナスシーリングを実施したが、今後も継続して維持管理費の節減合理化に努めたい。										
課題 ③											
課題 ④											
課題 ⑤											
留意事項											

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





(3) 経営指標等

(単位: %)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率※	(%)	113.4	118.8	114.5	114.9	117.1	111.8	111.8	110.9	111.5	126.8
総収支比率(法適用)	(%)	114.1	112.6	118.0	114.2	114.4	118.0	116.6	112.1	111.2	128.3
経常収支比率(法適用)	(%)	114.4	112.9	118.4	114.7	114.9	118.6	117.2	111.7	112.1	128.9
営業収支比率(法適用)	(%)	129.4	127.2	132.3	127.8	127.4	131.2	129.9	118.9	116.9	135.4
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
収益的収入分	(%)										
うち基準内繰入金	(%)										
うち基準外繰入金	(%)										
うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
うち赤字補てんのもの	(%)										
資本的収入分	(%)	1.6	1.5	1.0	2.3	1.5	0.5	0.9	0.7	2.7	2.4
うち基準内繰入金	(%)	1.6	1.5	1.0	2.3	1.5	0.5	0.9	0.7	2.7	2.4
うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てんのもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
  - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
  - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
  - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100
  - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
  - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
  - (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100
  - (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。
- ・ 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
    - ・ 料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
    - ※1 供給単価(円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
    - ※2 給水原価(円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの))
  - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業償還金) / 年間総有収水量
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
  - ・ 使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たったの考え方 (前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現料金体系を維持し、普及率を向上させ料金収入のアップを見込む
2 他会計繰入金の見込み	独立採算を堅持
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	特になし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成20年度以降、工業団地内にある飲料メーカーの設備増設が予定されているため、これに伴い料金収入が約150百万円/年増を見込んでいる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p>	
<p>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</p>	<p>平成18年2月の合併時職員数(全会計)は1,185人ですが、退職者の増大や新規採用職員の抑制により、平成18年4月1日には1,146人と、合併時と比べると39人の減少となっています。また、定員適正化計画による全会計職員数の純減目標は115人、▲10.03%で、事業量等に応じ、適正な人員配置をいたします。【課題①】</p>
<p>○ 給与のあり方</p>	
<p>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p>	<p>平成18年度から、国家公務員の給与構造改革に準じた給与構造改革を実施しております。地域手当は10%の支給地域ですが、平成18年度は支給を見送り1年遅れで実施しましたが、今後の率の推移は財政状況を勘案しながら検討していきます。また、平成19年度は特殊勤務手当の見直しを実施し、27種を17種に削減しております。【課題①】</p>
<p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p>	<p>平成18年度の給与構造改革時に、それまでの市独自の技労職給料表を廃し、国家公務員行政職2に準じた給料表に切り替えたことにより約半数の職員の昇給がなくなり、給料の抑制を図っております。事業見直しや民間委託等の推進により、職員退職に伴う補充はしておらず、人件費を抑制しています。給与の状況は、通知の趣旨に沿って3月頃に公表します。【課題①】</p>
<p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</p>	<p>平成16年度に定年退職時の特別昇給を廃止し、平成18年度には勸奨退職時の特別昇給を廃止し、退職時特別昇給を全廃しました。退職手当につきましては、加入している茨城県市町村総合事務組合条例によります。【課題①】</p>
<p>◇ 福利厚生事業のあり方</p>	<p>經常収支比率抑制のため、職員互助会の余暇・文化活動等厚生事業内容を見直し、当該事業への補助率を引き下げ、補助金を削減しております。平成19年度予算額 15,200千円 対前年△2,546千円 なお、職員互助会共済事業(慶弔給付等)につきましては、会員掛金のみで運営し、事業主負担はありません。【課題①】</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等</p>	<p>各事業体との料金体系のバラツキの解消や効率的な事業運営のための事業の広域化を図る意味で第三者委託等の活用も検討課題となります。</p>
<p>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p>	<p>平成19年度は、旅費、需用費、役務費、委託料等についてマイナス5%のシーリング及びJISO14001の目標を実施しており、平成20年度についても引き続き削減を実施します。【課題②】</p>
<p>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	特になし
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	平成18年4月に第3次行財政改革大綱及びこれに伴う平成22年度までの実施計画を定め、協働、健全財政、効果・効率、人材育成をキーワードに取り組んでいます。また毎年度、予算の概要、上期・下期の執行状況、決算の概要、財政比較分析表、財政状況一覧表等を広報誌やホームページで公開しています。また、開示請求により、予算要求書等を開示しています。
○ 行政評価の導入	庁内に内部検討組織を設け、試行とあわせて本格実施に向けた検討を行っています。また、具体的システム内容を検討していきます。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果  
1 主な課題と取組み及び目標

取組み及び目標	
1	<p>職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>計画前5年間で人員削減には取り組んでおり、それに伴い人件費も削減となっている。平成19年度以降は職員数は維持しつつ、給与構造計画に準じた計画目標に従っていく。 【課題①】</p>
2	<p>経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等</p> <p>欠損金なし</p>
3	<p>一般会計等からの基準外繰出しの解消等</p> <p>既に独立採算性を堅持しています。</p>
4	<p>その他</p> <p>平成19年度以降も引き続き維持管理費等について、マイナス5%のシーリング及びISO14001の目標を達成に向けて実施していくことで、経費削減に取り組んでいきます。 【課題②】</p>

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。  
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。  
(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 線上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「線上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)  
 2 年度別目標等  
 (1) 水道事業

① 年度別目標

課題	目標又は実績	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画合計
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画前2年度)	(計画前1年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(計画第6年度)	
【収入の確保】														
	料金改定率													
	改善額(料金の適正化)※1													
	未収金の回収対策													
	改善額													
	一般会計貸付金の額													
	改善額(負債比率の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他													
	改善額													
【経費の削減】														
	職員給与等の適正化													
	職員給与(退職手当以外)	267	232	224	213	236	198	192	169	200	177	202	204	172
	改善額	8	35	11	11	-23	38	44	38	36	59	34	63	32
	給与水準(基本給)	140	122	116	108	118	97	95	89	98	93	99	91	100
	改善額	6	18	6	8	-10	21	23	21	20	25	19	18	28
	その他(手当・法定福利など)	127	110	108	105	118	101	97	80	102	84	103	82	82
	改善額	17	17	2	3	-13	17	21	38	16	34	15	36	14
	職員給与(退職手当)													
	職員数(人)	31	28	27	28	27	22	22	21	21	21	21	21	21
	増減数(人)		-3	-1	1	-1	-4							
	維持管理費等	415	385	382	405	410	389	370	389	352	404	334	409	410
	改善額(適正化)	30	30	3	-23	-5	21	25	21	58	6	76	1	93
	改善額(縮減額)													
	その他( )													
	改善額													
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債比率高	6,075	5,871	5,824	8,204	8,036	8,970	8,101	7,761	8,557	7,427	8,339	7,113	8,013
	増減		-204	-47	2,380	-168	934	65	-340	-250	-334	-218	-314	-228
	改善額合計													466
	(参考) 相償金免除額													386

注1 「目標」欄については、「1」主幹職と副幹職及び目標の「目標」欄の番号を記入すること。  
 注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「税金改定に伴う料金増減額」を記入すること。  
 注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの削減(建設改良の抑制は除く。)を記入すること。  
 注4 改善額の算出方法については、IVの当該事業に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。  
 注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計簿籍により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位統一、勘計上(簿籍計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画合計
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画前2年度)	(計画前1年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(計画第6年度)	
給水人口(千人)	122	122	123	132	133	133	134	135	135	136	137	135	
年間総給水水量(千m <sup>3</sup> )	12,931	12,562	12,925	13,932	14,136	14,229	14,019	14,796	14,796	14,344	14,344	14,344	
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	56,261	56,261	56,261	61,421	61,421	69,100	69,100	69,100	69,100	69,100	69,100	69,100	
1日最大給水水量(m <sup>3</sup> /日)	43,940	42,371	45,118	46,829	49,311	48,723	51,000	48,224	49,274	52,500	49,392	49,392	
最大稼働率(%)	78.1	75.3	80.2	76.2	80.3	70.5	73.8	69.8	71.3	76.0	71.4	71.5	
供給率(円/m <sup>3</sup> )	260.40	257.08	257.89	253.08	252.84	250.09	242.50	258.01	237.66	258.18	236.00	257.67	236.00
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	226.65	226.65	217.10	220.95	220.00	213.66	216.66	204.98	214.29	202.89	203.25	211.59	211.59

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要」事業スケジュール」又は少なくとも「統制体制・業務スケジュール、統制の方向性、組織をとる時期」を具体的に記載すること。

